

鳥取県告示第724号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

橋本地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市大字橋本字加源谷237-3	1号
鳥取市大字橋本字加源谷280-1	2号
鳥取市大字橋本字加源谷281	3号
鳥取市大字橋本字湯ノ木谷269	4号
鳥取市大字橋本字土居中270-2	5号
鳥取市大字橋本字土居中20	6号
鳥取市大字橋本字土居中26地先水路敷	7号
鳥取市大字橋本字土居中30-3	8号
鳥取市大字橋本字土居中38地先水路敷	9号
鳥取市大字橋本字土居中44-4	10号